

# 国際データ伝送サービス（V）契約約款

令和6年10月1日

ソフトバンク株式会社

# 国際データ伝送サービス（V）契約約款

平成 20 年 3 月 J07037072

施行 平成 20 年 3 月 7 日

## 第 1 章 総則

### （約款の適用）

- 第 1 条** 当社は、国際電気通信連合憲章（平成 7 年条約第 2 号）、国際電気通信連合条約（平成 7 年条約第 3 号）、条約附属電気通信規則（平成 2 年郵政省告示第 408 号）及び電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。）に基づき、この国際データ伝送サービス（V）契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これにより、国際データ伝送サービス（V）を提供します。
- 2** この約款は、平成 22 年 10 月 7 日において、この約款に基づいて国際データ伝送契約を締結しているものに限って適用します。

（注）本条のほか、当社は、国際データ伝送サービス（V）に附帯するサービス（当社が別に定めるものに限ります。以下「附帯サービス」といいます。）を、この約款により提供します。

### （約款の変更）

- 第 2 条** 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。
- 2** 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 22 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号に規定する変更を行う場合、当社のホームページに掲示する方法又は当社が適当であると判断する方法により説明します。

### （用語の定義）

- 第 3 条** この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 国際データ伝送網	主として本邦外とのデータ通信の用に供することを目的として符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4 国際データ伝送サービス（V）	国際データ伝送網を使用して行う電気通信サービス
5 国際データ伝送サービス（V）取扱所	国際データ伝送サービス（V）に関する業務を行う当社の事業所
6 取扱所交換設備	国際データ伝送サービス（V）取扱所に設置される交換設備（その交換設備に接続される設備等を含みます。）
7 収容国際データ伝送サービス（V）取扱所	回線収容部又は国際専用回線に係る電気通信回線を設置する国際データ伝送サービス（V）取扱所
8 回線収容部	接続契約者回線を収容する電気通信設備
9 接続契約者回線	国際 I P データサービス（V）に係る国際データ伝送契約に基づいて収容国際データ伝送サービス（V）取扱所内に設置された取扱所交換設備と、サービス接続点（国際データ伝送サービス（V）に係る電気通信設備と I P データサービス契約約款に規定する電気通信設備との接続点をいいます。以下同じとします。）との間に、当社が設置する電気通信回線
10 外国側回線	外国の電気通信事業者と国際データ伝送サービス（V）に相当する電気通信サービスの提供を受けるための契約に基づいて、その契約者との間に設置される電気通信回線
11 国際データ伝送契約	当社から国際データ伝送サービス（V）の提供を受けるための契約
12 国際データ伝送契約	当社と国際データ伝送契約を締結している者

者	
14 I Pアドレス	インターネットプロトコルで定められているアドレス
15 消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

## 第 2 章 国際データ伝送サービス（V）の種類等

### （国際データ伝送サービス（V）の種類）

第 4 条 当社の提供する国際データ伝送サービス（V）は、次のとおりとします。

国際 I P データサービス（V）	特定の接続契約者回線を使用して行う国際データ伝送サービス（V）であって、主として本邦外とのデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うもの
-------------------	---

## 第 3 章 国際データ伝送サービス（V）の提供範囲

### （国際データ伝送サービス（V）の提供区間）

第 5 条 当社が提供する国際データ伝送サービス（V）の提供区間は、別に定めるところによります。

2 当社は、業務区域（別に定める区域をいいます。以下同じとします。）及び提供可能な取扱地域（別に定める本邦外の地域をいいます。以下同じとします。）を国際データ伝送サービス（V）取扱所に掲示します。

（注）本条第 1 項に規定する提供区間は、別記 1 に定めるものとします。

### （外国における取扱制限）

第 6 条 外国側における国際データ伝送サービス（V）の取扱いについては、外国の法令、外国の電気通信事業者の定める契約約款等により制限されることがあります。

## 第 4 章 契約

### 第 1 節 国際 I P データサービス（V）に係る国際データ伝送契約

#### （国際 I P データサービス（V）の品目等）

第 7 条 国際 I P データサービス（V）には、料金表第 1 表第 1 類第 1（国際 I P データサービス（V）に係るもの）に規定する品目等があります。

#### （契約の単位）

第 8 条 当社は、1 の回線収容部ごとに 1 の国際データ伝送契約を締結します。この場合、国際データ伝送契約者は 1 の国際データ伝送契約につき 1 人に限ります。

#### （国際データ伝送契約申込の方法）

第 9 条 国際データ伝送契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を国際データ伝送サービス（V）取扱所に提出していただきます。

- (1) 国際 I P データサービス（V）の品目等
- (2) 使用開始希望年月日
- (3) 接続契約者回線と接続する契約者回線群（I P データサービス契約約款に規定する契約者回線群をいいます。以下同じとします。）
- (4) 通信の相手先となる外国側回線に係る事項
- (5) その他国際データ伝送契約申込の内容を特定するための事項

#### （国際データ伝送契約申込の承諾）

第 10 条 当社は、国際データ伝送契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その国際データ伝送契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込みのあった国際データ伝送回線等を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 外国の電気通信事業者の提供条件による制限により、申込みのあった国際データ伝送回線等を設置し、又は保守することが困難なとき。
- (3) 申込者が国際 I P データサービス (V) の料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) 接続契約者回線と接続する契約者回線群がないとき。
- (5) 接続契約者回線と接続する契約者回線群の回線群代表者 ( I P データサービス契約約款に規定する回線群代表者をいいます。以下同じとします。) の承諾が得られないとき。
- (6) その他国際 I P データサービス (V) に関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

#### (最低利用期間)

- 第 11 条** 国際 I P データサービス (V) については、料金表第 1 表第 1 類第 1 (国際 I P データサービス (V) に係るもの) に定めるところにより最低利用期間があります。
- 2 国際データ伝送契約者は、前項の最低利用期間内に国際データ伝送契約の解除又は品目等の変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第 1 表第 1 類第 1 (国際 I P データサービス (V) に係るもの) に規定する額を一括して支払っていただきます。

#### (品目等の変更)

- 第 12 条** 国際データ伝送契約者は、国際 I P データサービス (V) の品目等の変更の請求をすることができます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第 10 条 (国際データ伝送契約申込の承諾) の規定に準じて取り扱います。

#### (その他の契約内容の変更)

- 第 13 条** 当社は、国際データ伝送契約者から請求があったときは、第 9 条 (国際データ伝送契約申込の方法) 第 5 号に規定する契約内容の変更を行います。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第 10 条 (国際データ伝送契約申込の承諾) の規定に準じて取り扱います。

#### (国際データ伝送サービス (V) の利用の一時中断)

- 第 14 条** 当社は、国際データ伝送契約者から請求があったときは、国際データ伝送サービス (V) の利用の一時中断 (その国際データ伝送契約に係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できなくすることをいいます。以下同じとします。) を行います。

#### (国際データ伝送契約に基づく権利の譲渡の禁止)

- 第 15 条** 国際データ伝送契約者が国際データ伝送契約に基づいて国際データ伝送サービス (V) の提供を受ける権利は、譲渡することはできません。

#### (国際データ伝送契約者が行う国際データ伝送契約の解除)

- 第 16 条** 国際データ伝送契約者は、国際データ伝送契約を解除しようとするときは、解除しようとする 40 日前までに、そのことを国際データ伝送サービス (V) 取扱所に書面により通知していただきます。

#### (当社が行う国際データ伝送契約の解除)

- 第 17 条** 当社は、次の場合には、その国際データ伝送契約を解除することがあります。
- (1) 第 23 条 (利用停止) の規定により国際 I P データサービス (V) の利用停止をされた国際データ伝送契約者が、なおその事実を解消しないとき。
  - (2) 外国の電気通信事業者の提供条件による制限により、国際データ伝送回線等を設置し、又は保守することができなくなったとき。
  - (3) その国際データ伝送契約に係る接続契約者回線と接続する契約者回線群の廃止があったとき。
  - (4) 国際データ伝送契約者が第 23 条 (利用停止) 各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が国際 I P データサービス (V) に関する当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるとき。
- 2 当社は、前項の規定により、その国際データ伝送契約を解除しようとするときは、あらかじめ国際データ伝送契約者にそのことを通知します。

#### (その他の提供条件)

- 第 18 条** 国際 I P データサービス (V) に係る国際データ伝送契約に関するその他の提供条件については、別

に定めるところによります。

(注) 本条に規定する別に定める内容は、別記2及び別記3に定めるものとします。

## 第5章 付加機能

### (付加機能の提供)

**第19条** 当社は、国際データ伝送契約者から請求があったときは、その国際データ伝送契約について、次の場合を除き、料金表第1表(料金)に規定するところにより付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求した国際データ伝送契約者が、付加機能使用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の国際データ伝送サービス(V)に関する業務の遂行上支障があるとき。

### (付加機能の廃止)

**第20条** 当社は、次の場合には付加機能を廃止します。

- (1) その付加機能の提供を受けている国際データ伝送契約者から廃止の申出があったとき。
- (2) その付加機能の利用を継続するにあたり、料金表第1表(料金)に規定する提供条件を満たさなくなったとき。

### (付加機能の利用の一時中断)

**第21条** 当社は、付加機能を利用している国際データ伝送契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断(その付加機能に係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できなくすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

## 第6章 利用中止等

### (利用中止)

**第22条** 当社は、次の場合には、国際データ伝送サービス(V)又は付加機能の利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第24条(通信利用の制限)の規定により、通信の利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定によりその国際データ伝送サービス(V)又は付加機能の利用を中止するときは、あらかじめそのことを国際データ伝送契約者に通知します。  
ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### (利用停止)

**第23条** 当社は、国際データ伝送契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間(その国際データ伝送サービス(V)の料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなった国際データ伝送サービス(V)の料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、その国際データ伝送サービス(V)の利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 当社が、国際データ伝送契約者について、破産、民事再生又は会社更生法の適用の申立てその他これに類する事由が生じたこと知ったとき。

2 当社は、前項の規定によりその国際データ伝送サービス(V)の利用停止をしようとするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を国際データ伝送契約者に通知します。

### (通信利用の制限)

**第24条** 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、国際データ伝送回線等に係る通信について、次に掲げる機関に設置されている国際データ伝送回線等(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがありま

す。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

2 通信がふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないときがあります。

(注) 本条に規定する別に定める基準は、別記7に定めるものとします。

## 第7章 料金等

### 第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第25条 当社が提供する国際データ伝送サービス（V）の料金は、料金表第1表（料金）に規定する料金とし、当社が提供する国際データ伝送サービス（V）の態様に応じて、接続基本料、接続契約者回線使用料及び付加機能使用料を合算したものとします。

2 当社が提供する国際データ伝送サービス（V）に係る工事に関する費用は、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する工事費とします。

### 第2節 料金等の支払義務

(料金の支払義務)

第26条 国際データ伝送契約者は、その国際データ伝送契約に基づいて当社が国際データ伝送サービス（V）又は付加機能の提供を開始した日から起算して、その契約の解除又は付加機能の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一である場合は、その日）について、料金表第1表（料金）に規定する料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により国際データ伝送サービス（V）又は付加機能を利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 利用の一時中断をしたときは、国際データ伝送契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(2) 利用停止があったときは、国際データ伝送契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(3) 前2号の規定によるほか、国際データ伝送契約者は、国際データ伝送サービス（V）又は付加機能を利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

(注) 国際データ伝送契約者は、外国側回線に係る料金について、外国側回線の設置場所ごとに、外国側回線の提供を開始した日から解除の日の前日までの期間、その支払いを要します。

(工事費の支払義務)

第27条 国際データ伝送契約者は、国際データ伝送契約の申込み、解除又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する工事費を支払っていただきます。

ただし、工事の着手前にその国際データ伝送契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この節において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、国際データ伝送契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、料金表において消費税相当額を加算するものとされている工事費については、別に算定した額に消費税相当額を加算します。

(注) 国際データ伝送契約者は、外国側回線の工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、その外国側回線に係る工事費の支払いを要します。

#### (取消料の支払義務)

第 28 条 国際データ伝送契約者は、当社が承諾した国際データ伝送契約を、国際データ伝送サービス (V) の提供開始前に解除するときは、その国際データ伝送サービス (V) の提供の準備のために、既に発生している費用の額を取消料として支払っていただきます。この場合において、取消料は料金表第 1 表 (料金) に規定する月額で定める料金に 1.2 を乗じて得た額を上限とします。

(注) 外国側回線についても本条の規定を準用します。

### 第 3 節 料金の計算方法等

#### (料金の計算方法等)

第 29 条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

### 第 4 節 割増金及び延滞利息

#### (割増金)

第 30 条 国際データ伝送契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額 (消費税相当額を加算しない額とします。) の 2 倍に相当する額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。この場合に、料金表において消費税相当額を加算するものとされている料金又は工事に関する費用については、消費税相当額を加算します。

#### (延滞利息)

第 31 条 国際データ伝送契約者は、料金その他の債務 (延滞利息を除きます。) について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの期間について、年 14.5% の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

## 第 8 章 保守

#### (修理又は復旧の順位)

第 32 条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合には、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第 24 条 (通信利用の制限) の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第 1 順位及び第 2 順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りません。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの

2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 本条の表中第2順位に規定する別に定める基準は、別記7に定めるものとします。

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した接続契約者回線等について、暫定的にその国際データ伝送サービス（V）取扱所を変更することがあります。

## 第9章 損害賠償

### (免責)

第33条 当社は、国際データ伝送サービス（V）の提供に伴い、当該国際データ伝送契約者に与えた損害については、賠償の責任を負いません。

2 当社は、国際データ伝送サービス（V）に係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、国際データ伝送契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

## 第10章 雑則

### (承諾の限界)

第34条 当社は、国際データ伝送契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等国際データ伝送サービス（V）に関する当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において特段の定めがある場合には、その定めるところによります。

### (書面等の提出等)

第34条の2 国際データ伝送契約者又は国際データ伝送契約の申込みをする者（承継等の手続きをする者を含みます。）は、当社が承認した場合、当社所定の書面等の提出等に代えて、当社指定の方法（電磁的方法やインターネットを経由して当社所定の書式を国際データ伝送サービス（V）取扱所等へ送信する方法を含みます。）により提出等を行うことができます。

### (特約条項等)

第35条 当社は、この約款に定めるところにかかわらず、国際データ伝送契約者に対して別に定める提供条件（以下「特約条項等」といいます。）で国際データ伝送サービス（V）の提供をすることがあります。

この場合、当社と国際データ伝送契約者の間で締結する特約条項等については、その部分についてこの約款に優先するものとします。

### (法令に規定する事項)

第36条 国際データ伝送サービス（V）の提供又は利用にあたり、法令に規定のある事項については、その定めるところによります。

(注) 本条に規定する法令に規定する事項は、別記4及び別記5に定めるところによります。

### (閲覧)

第37条 この約款において当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

## 第11章 附帯サービス

(附帯サービス)

第 38 条 国際データ伝送サービス (V) に関する附帯サービスの取扱いについては、別に定めるところによります。

(注) 本条に規定する別に定める内容は、別記 6 に定めるものとします。

## 別記

### 1 国際データ伝送サービス（V）の提供区間

当社が提供する国際データ伝送サービス（V）の提供区間は、接続契約者回線の終端から取扱地域間のものとします。

### 2 氏名等の変更

- (1) 国際データ伝送契約者は、その氏名若しくは住所の変更又は料金等請求書の送付先の変更があった場合には、その変更の内容を事前に又は変更後速やかに、国際データ伝送サービス（V）取扱所に通知していただきます。
- (2) (1)の通知があったときは、当社は、その通知があった事項を証明する書類を提示していただくことがあります。

### 3 国際データ伝送契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割により国際データ伝送契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて国際データ伝送サービス（V）取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) (2)の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

### 4 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

### 5 国際データ伝送契約者に係るパーソナルデータの利用

- (1) 当社は、国際データ伝送契約者に係るパーソナルデータ（個人に関するすべてのデータを意味し、個人情報保護法における個人情報には限られません。以下同じとします。）の取扱いに関する指針（以下「プライバシーポリシー」といいます。）を定め、これを当社のホームページ等において掲示します。
- (2) パーソナルデータの取扱いに関して、この約款に別段の定めがあるときは、プライバシーポリシーの定めに関わらずこの約款の定めるところによります。

### 6 端末設備の提供等

- (1) 当社は、国際データ伝送契約者から請求があったときは、別に定める取扱地域に係るものに限り、その国際データ伝送サービスに係る外国側回線について、別に定める端末設備を提供します。
- (2) 国際データ伝送契約者は、国際データ伝送契約の解除があったときは、当社が提供する端末設備を返却していただきます。
- (3) 国際データ伝送契約者は、当社が国際データ伝送契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管していただきます。

## 7 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	放送法（昭和25年法律第132号）第2条第23号に規定する基幹放送事業者及び同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

## 料金表

### 通則

#### (料金の計算方法等)

- 1 当社は、国際データ伝送契約者がその契約に基づき支払う料金は、料金月（1の暦月の起算日（当社が国際データ伝送契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）に従って計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定められている料金（以下この通則において「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
  - (1) 料金月の初日以外の日国際データ伝送サービス又は付加機能の提供の開始があったとき
  - (2) 料金月の初日以外の日国際データ伝送サービスの解除又は付加機能の廃止があったとき。
  - (3) 料金月の初日に国際データ伝送サービス又は付加機能の提供を開始し、その日にその国際データ伝送サービスの解除又は付加機能の廃止があったとき。
  - (4) 料金月の初日以外の日月額料金の改定があったとき。この場合改定後の月額料金は、その改定があった日から適用します。
  - (5) 料金月の初日以外の日国際データ伝送サービスの品目等の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき（この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。）
  - (6) 4の規定に基づく起算日の変更があったとき。
- 3 2の規定による料金の日割は、暦日数により行います。
- 4 当社は、国際データ伝送サービスに関する当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、1に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

#### (端数処理)

- 5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

#### (料金等の支払い)

- 6 国際データ伝送契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が別に定める期日までに、当社が指定する金融機関又は国際データ伝送サービス取扱所等において支払っていただきます。

(注) 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(注) 国際データ伝送契約の解除があったときは、国際データ伝送契約者は、支払っていただく料金額についてその解除と同時に支払っていただきます。

#### (料金の一括後払い)

- 7 当社は、当社に特別の事情がある場合は、6の規定にかかわらず、国際データ伝送契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

#### (前受金)

- 8 当社は、料金又は工事に関する費用について、国際データ伝送契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 当社が定める条件とは、前受金には利息を付さないことをいいます。

#### (消費税相当額の加算)

- 9 第26条（料金の支払義務）及び第27条（工事費の支払義務）の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額（第2表第1に規定する工事費（国際IPデータサービスの接続契約者回線に係るものに限り、）に限り、）は、この料金表に定める額（税抜価額（消費税相当額を加算しない額をいいます。）とします。）に消費税相当額を加算した額とし、その算出方法については、当社が定めるところによります。

(注) 外国側回線については、本規定は適用しません。

#### (料金等の臨時減免)

- 10 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、料金表又は約款の規定にかかわらず、臨時にその料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の国際データ伝送サービス取扱所に掲示する等の方法により、

そのことを周知します。

## 第1表 料金

### 第1類 国際データ伝送サービス（V）に係るもの

#### 第1 国際IPデータサービス（V）に係るもの

##### 1 適用

国際IPデータサービス（V）に係る料金の適用については、第26条（料金の支払義務）の規定によるほか次のとおりとします。

料 金 の 適 用						
(1) 品目に係る料金の適用	当社は、料金表を適用するにあたって、次表のとおり、品目を定めます。					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 Mb/s から 1 Mb/s ごとに 10 Mb/s まで</td> <td>1. 0メガビット/秒から1. 0メガビット/秒ごとに10. 0メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>20 Mb/s から 100 Mb/s ごとに 100 Mb/s まで</td> <td>20. 0メガビット/秒から100. 0メガビット/秒ごとに100. 0メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	内 容	1 Mb/s から 1 Mb/s ごとに 10 Mb/s まで	1. 0メガビット/秒から1. 0メガビット/秒ごとに10. 0メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	20 Mb/s から 100 Mb/s ごとに 100 Mb/s まで
品 目	内 容					
1 Mb/s から 1 Mb/s ごとに 10 Mb/s まで	1. 0メガビット/秒から1. 0メガビット/秒ごとに10. 0メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの					
20 Mb/s から 100 Mb/s ごとに 100 Mb/s まで	20. 0メガビット/秒から100. 0メガビット/秒ごとに100. 0メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの					
(2) 最低利用期間に係る料金の適用	<p>ア 国際IPデータサービス（V）については、最低利用期間があります。</p> <p>イ アに規定する最低利用期間は、国際IPデータサービス（V）を提供した日から起算して1年間とします。</p> <p>ウ 国際データ伝送契約者は、最低利用期間内に国際データ伝送契約の解除があった場合は、残余の期間に対応する料金（2（料金額）に規定する接続基本料及び接続契約者回線使用料の額とします。）に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>エ 国際データ伝送契約者は、最低利用期間内に国際IPデータサービス（V）の品目等の変更があった場合は、その変更について変更前の料金額（接続基本料及び接続契約者回線使用料の額とします。以下この欄において同じとします。）から変更後の料金額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>（注）国際データ伝送契約者は、最低利用期間内に国際データ伝送契約の解除等があった場合は、その解除等に伴い発生する、外国側回線回線に係る電気通信事業者に支払いを要する額に相当する額を支払っていただきます。</p>					

## 2 料金額

### (1) 接続基本料

1の回線収容部ごとに

品 目	料金額（月額）
1Mb/s	198,000円
2Mb/s	317,000円
3Mb/s	363,000円
4Mb/s	400,000円
5Mb/s	436,000円
6Mb/s	472,000円
7Mb/s	509,000円
8Mb/s	545,000円
9Mb/s	581,000円
10Mb/s	608,000円
20Mb/s	884,000円
30Mb/s	1,190,000円
40Mb/s	1,470,000円
50Mb/s	1,740,000円
60Mb/s	2,060,000円
70Mb/s	2,380,000円
80Mb/s	2,730,000円
90Mb/s	3,070,000円
100Mb/s	3,550,000円

(2) 接続契約者回線使用料

1の接続契約者回線ごとに

区 分	料金額 (月額)
接続契約者回線使用料	30,000円

## 第2 付加機能使用料

### 1 適用

付加機能使用料の適用については、第26条（料金の支払義務）の規定によるほか次のとおりとします。

料 金 の 適 用	
(1) 付加機能の利用	当社に付加機能の利用を請求した国際データ伝送契約者は、2（付加機能の種類）に定めるところにより付加機能を利用することができます。
(2) 最低利用期間内の解除等に関する料金の支払い	国際データ伝送契約者は、最低利用期間内に国際IPデータサービス（V）に係る国際データ伝送契約の解除、品目等の変更又は2（1）に規定する論理チャンネルに係る速度の細目の減少があった場合は、付加機能使用料について、第1（国際IPデータサービス（V）に係るもの）1の（2）の規定に準じて算定した額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

### 2 付加機能の種類

区 分	論理チャンネルに係る速度の細目	単位	料金額 (月額)	
(1) サービスクラス設定機能	論理チャンネル（国際IPデータサービス（V）の回線収容部に設定されるチャンネルをいいます。以下この欄において同じとします。）ごとに、別に定める品質の保証を行う機能	1の論理チャンネルごとに	128Kb/s	24,000円
			192Kb/s	30,000円
			256Kb/s	38,000円
			384Kb/s	53,000円
			512Kb/s	62,000円
			768Kb/s	86,000円
			1,024Kb/s	103,000円
			1,536Kb/s	137,000円
			2Mb/s	144,000円
			3Mb/s	230,000円
			4Mb/s	288,000円
			5Mb/s	
			6Mb/s	
			7Mb/s	
			8Mb/s	
			9Mb/s	
			10Mb/s	
			15Mb/s	
			20Mb/s	
			25Mb/s	
	30Mb/s			
	35Mb/s			
	40Mb/s			
	45Mb/s			
	50Mb/s			
	55Mb/s			
	60Mb/s			
	65Mb/s			
	70Mb/s			
	75Mb/s			
			別に算定する実費	
クラス2	128Kb/s	1の論理チャンネルごとに	128Kb/s	35,000円
			192Kb/s	45,000円
			256Kb/s	57,000円
			384Kb/s	79,000円
			512Kb/s	92,000円
			768Kb/s	129,000円
			1,024Kb/s	154,000円
			1,536Kb/s	205,000円
			2Mb/s	215,000円

		3Mb/s	345,000 円
		4Mb/s	432,000 円
		5Mb/s	別に算定する実費
		6Mb/s	
		7Mb/s	
		8Mb/s	
		9Mb/s	
		10Mb/s	
		15Mb/s	
		20Mb/s	
		25Mb/s	
		30Mb/s	
		35Mb/s	
		40Mb/s	
		45Mb/s	
		50Mb/s	
		55Mb/s	
		60Mb/s	
		65Mb/s	
		70Mb/s	
		75Mb/s	
<p>備 考</p> <p>当社は国際 I P データサービス (V) に係る 1 の論理チャネルごとに 1 のサービスクラス設定機能を提供します。</p>			

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

国際データ伝送サービス（V）に係る工事費の適用については、第27条（工事費の支払義務）の規定によるほか次のとおりとします。

工 事 費 の 適 用							
(1) 工事費の算定	工事費は、工事を要することとなる回線収容部、国際データ伝送サービス（V）取扱所の交換機操作台等において行う1の工事ごとに算定します。						
(2) 工事の適用区分	工事の区分は次のとおりとします。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の区分</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 国際データ伝送サービス（V）の提供開始に係る工事</td> <td>国際データ伝送サービス（V）の提供開始に伴う国際データ伝送回線等の設置等の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>イ 変更に係る工事</td> <td>国際データ伝送サービス（V）の品目の変更等の場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	工事の区分	適 用	ア 国際データ伝送サービス（V）の提供開始に係る工事	国際データ伝送サービス（V）の提供開始に伴う国際データ伝送回線等の設置等の場合に適用します。	イ 変更に係る工事	国際データ伝送サービス（V）の品目の変更等の場合に適用します。
	工事の区分	適 用					
ア 国際データ伝送サービス（V）の提供開始に係る工事	国際データ伝送サービス（V）の提供開始に伴う国際データ伝送回線等の設置等の場合に適用します。						
イ 変更に係る工事	国際データ伝送サービス（V）の品目の変更等の場合に適用します。						

2 工事費の額

(1) 国際IPデータサービス（V）に係るもの

ア 回線収容部に係るもの

区 分	工事費の種別	単 位	工事費の額
国際データ伝送サービス（V）の提供開始及び変更に係る工事	2Mb/s までの品目に係るもの	取扱所内工事費	1の工事ごとに 60,000円
	2Mb/s を超える品目に係るもの	取扱所内工事費	1の工事ごとに 120,000円

イ 接続契約者回線に係るもの

区 分	工事費の種別	単 位	工事費の額
国際データ伝送サービス（V）の提供開始に係る工事	取扱所内工事費	1の工事ごとに	50,000円(税抜)
変更に係る工事	取扱所工事費	1の工事ごとに	20,000円(税抜)

ウ 付加機能に係るもの

区 分	単 位	工事費の額
付加機能の提供開始及び変更に係る工事	1の工事ごとに	別に算定する実費

附 則

(実施期日)

この約款は、平成20年3月7日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成20年12月15日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成21年9月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

## 附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 22 年 3 月 1 日から実施します。ただし、サービスクラス設定機能に係る変更については、平成 22 年 4 月 1 日から実施します。

(国際 I P データサービス (V) に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している国際 I P データサービス (V) (1 Mb/s から 1 0 Mb/s まで、2 0 Mb/s、3 0 Mb/s 及び 4 0 Mb/s の品目に係るものを除きます。) に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。

(1) 接続基本料については、次に定める額とします。

1 の回線収容部ごとに

品 目	料金額 (月額)
0.5Mb/s	173,000円
1Mb/s	929,000円
12Mb/s	979,000円
13Mb/s	1,020,000円
14Mb/s	1,062,000円
15Mb/s	1,080,000円
16Mb/s	1,108,000円
17Mb/s	1,139,000円
18Mb/s	1,170,000円
19Mb/s	1,196,000円
21Mb/s	1,243,000円
22Mb/s	1,265,000円
23Mb/s	1,288,000円
24Mb/s	1,310,000円
25Mb/s	1,338,000円
26Mb/s	1,363,000円
27Mb/s	1,386,000円
28Mb/s	1,409,000円
29Mb/s	1,429,000円
31Mb/s	1,466,000円
32Mb/s	1,485,000円
33Mb/s	1,508,000円
34Mb/s	1,529,000円
35Mb/s	1,559,000円
36Mb/s	1,588,000円
37Mb/s	1,606,000円
38Mb/s	1,625,000円
39Mb/s	1,642,000円
41Mb/s	1,695,000円
42Mb/s	1,729,000円
43Mb/s	1,765,000円
44Mb/s	1,800,000円

(付加機能に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているサービスクラス設定機能 (論理チャネルに係る速度の細目が 6 4 Kb/s のものに限ります。) に関する料金その他の取扱いは、なお従前のおりとしします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

## 附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から実施します。

**附 則**

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 6 月 1 日から実施します。

**附 則**

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 22 年 10 月 8 日から実施します。  
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

**附 則**

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 10 月 1 日から実施します。

**附 則**

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 3 月 1 日から実施します。

**附 則**

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。  
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

**附 則**

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から実施します。  
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

**附 則**

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 7 月 1 日から実施します。

**附 則**

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 9 月 1 日から実施します。

**附 則**

(実施期日)

この改正規定は、令和 3 年 1 月 1 日から実施します。

**附 則**

(実施期日)

この改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から実施します。

**附 則**

(実施期日)

この改正規定は、令和 6 年 10 月 1 日から実施します。